

令和7年6月20日

お客さま各位

信用組合 愛知商銀

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について

平素より信用組合愛知商銀をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、令和3年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」における「令和8年度末（令和9年3月末）までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の対応を実施いたします。

今後も、組合員の皆さまに貢献できる商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当座預金の新規口座開設の停止

**【実施日：令和7年7月1日（火）】**

当座預金の新規口座開設を停止いたします。実施日以降に事業性資金にかかる新規口座の開設をご希望の場合は、「普通預金」または「無利息型普通預金」をご利用ください。

既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

#### 2. 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

**【実施日：令和7年7月1日（火）】**

令和9年4月1日(木)以降を支払期日とする手形・小切手（令和9年4月1日(木)以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、代金取立受付を停止いたします。

#### 3. 払戻請求書による払戻しの取扱開始

**【実施日：令和8年4月1日（水）】**

手形・小切手に代わる当座預金からの払戻手段として、当座預金払戻請求書の新規取り扱いを予定しています。

取扱方法の詳細については、あらためて当組合のホームページ等でご案内いたします。

#### 4. 手形・小切手帳の新規発行停止

**【終了日：令和8年3月31日（火）】**

手形・小切手帳の発行申込みの受付を終了いたします。（約束手形・小切手・自己宛小切手）

お客さまが保有されている手形・小切手につきましては、引き続きご利用いただけます。

令和9年4月1日(木)以降を支払期日とする手形・小切手の振出はできません。

以上